

⑩不服申し立て以降の市とのやりとりについて・その2

(25年4月発表済み)

介助派遣システムに対する処分について、不服審査を申し立てています。そのやりとりはまだ続いています。

まず、処分を決定したのが市で、不服の申し立ても市にする、ということになっていて、これ自体にも問題があると思います。

市は一度決めた処分をひっくり返すことはしないであろうと考えられるからです。

違うところ、県なり、処分を決定したところではないところで処分が妥当だったかどうかを検討すべきかと思いますが、そうなのではない。

ですが、まあ、そういう仕組みになっていることで、改めて市に処分についての申し立てを行っている、という現状です。

そして、我々は過去に今回問題になっている資格の件、請求時間数の件は、過去に市と話し合いを重ねて決まったことで、こちらが勝手に行ったことではない、と主張しています。

というか、それは事実です。機関紙などで、その都度市民の皆さんにも発表してきたとおり、そうやって話し合いを重ねてきました。

その中で行ってきたことで、我々が一方的に法を破ったかのような処分、それに関する報道発表については、まったく事実に基づいていません。

今回のことは、なので、市は信義

則に反している、と考えています。

我々は、今回のやりとりの中で、過去の話し合いなどについてキツリ調査をして欲しい、と要望しています。

しかし、市は「当時の資料がない」という一点張りで、そのことをなきものにしようとしています。

我々は、当時話し合いの場にいた職員、その後資格取得と引き換えに(助成金の)推薦状を書くと言った職員(つまりその時点で資格がないことを市は知っていた)の実名なども伝えており、しかし市はその人たちに聞き取り調査等をした形跡が見られません。

こちらは監査の最中から、当初から資料が残っていないのなら、最低、その当時の人に聞き取りをして事実を明らかにして欲しいと言っているのに、処分から9ヶ月ほど経ちますが、その形跡がないというのはどういうことなのでしょう。

大事なことは、事実を明らかにし、その行政の決定、しかも一番重い指定取消という処分が正しかったのかを説明することではないでしょうか。

その態度は市も同じことだと思いうのですが、なぜこんな明確なことをしないのか、憤りを隠せません。

加えて、指定取消という処分は、これまでまったく指導や勧告がないまま、急に成されました。

適法性があると市は主張します

が、妥当性はどうでしょうか。

市がこれまでこちらの内情を知った上で指導や勧告をしてこなかった事実と合わせて考えた時、一方的に重い処分を科せられたことはあまりにこちらにだけ非を背負わせるものではないでしょうか。

これまでの市とのやりとりについては、既に書いてきました。

また、そうした市との共通認識がなければ、請求時間の件も成り立たないということも書きました。ぜひ前記事も読んで下さい。

現在、市との口頭によるやりとりに向けて準備をしています。その結果についてはまた報告します。(介助派遣システム)